

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の改正に関する意見照会について

経済産業省産業技術環境局環境経済室

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下、「SHK制度」）」により、温室効果ガスを一定量以上排出する者は、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することとされています。

SHK制度における算定方法は、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（以下、「国家インベントリ」）の算定方法を踏まえて2006年に規定されました。その後、国家インベントリの算定方法は毎年見直しが行われている一方で、SHK制度については、制度開始以来ほとんど算定方法の見直しがされておらず、算定対象活動や排出係数が事業者の皆様の排出実態に必ずしも即したものになっていない可能性がございます。そのため、排出量の算定方法に知見を有する有識者で構成する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」を本年1月から環境省と合同で開催し、見直し案を検討して参りました。

別紙のとおり、国家インベントリとSHK制度に対象活動の差異があり、これらの活動をSHK制度においても対象とすることを検討しております。ただし、国家インベントリの対象であっても、①事業活動ではない活動、②活動と排出の関係が直接的でない活動、③事故等の偶発的事象、④事業者において活動量を把握することができない活動、はSHK制度では対象としないという方針で進めております。そのため、正式なパブリックコメントに先立ち、見直し案について排出量の算定にあたって困難があるか、算定の仕方は適切か等、意見照会をさせていただきます。

今回のご連絡は、業界団体・事業者の皆様意見照会を行うことをご認識いただくための事前連絡であり、意見照会については以下のスケジュールで進めさせていただく予定です。ご確認いただく資料や意見提出様式、制度改正の詳細等は改めてご連絡させていただきます。

<スケジュール> ※予定のため前後する可能性がございます。

令和4年11月21日（月） 意見照会

令和4年12月9日（金） 意見提出〆切

令和5年1月以降 パブリックコメント等

<温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要>

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者※は、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することとされている。

※エネルギー起源CO₂については、エネルギー使用量合計が1500kl/年以上の者。その他の温室効果ガスについては、CO₂換算で3000t以上の者。（エネルギー起源CO₂の報告については、省エネ法定期報告書を利用した報告を認める。）

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about>

<温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会>

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>

【問合せ先】

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

担当：瀬野・川崎

電話：03-3501-1770

以上